

Smart vLive®サービス利用規約

第1章 総則

第1条 規約の制定目的

当社は契約者に Smart vLive®サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、Smart vLive®サービス利用規約（重要事項説明書、別紙を含みます。以下「本規約」といいます。）を定めます。

第2条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

(1) 「本サービス」とは、WebRTC（Web Real-Time Communication）技術を活用した低遅延のライブ映像配信が可能な動画配信プラットフォームサービス、動画配信プラットフォームサービスを操作するための WEB インターフェースシステムである CMS(Contents Management System)、及び別表「オプション」に定める機能をいいます。

(2) 「動画配信プラットフォームサービス」とは、契約者がアップロードした動画をウェブやアプリ等で再生するために、不特定多数の視聴者に対して配信できるシステムをプラットフォームとして提供するサービスをいいます。

(3) 「CMS」とは、Smart vLive®の配信に関する各種設定や情報参照を行うための Web アプリケーションをいいます。

(4) 「アカウント ID」とは、当社が払い出す CMS のアカウント単位のことをいいます。当社は、第 4 条第 6 項に基づき利用開始日を通知するメールを送る際に、アカウント ID、代表ユーザー名、初期パスワードを契約者に提供します。

(5) 「代表ユーザー名」とは、当社が払い出すアカウント ID に対する 1 つの特権ユーザーのことをいいます。

(6) 「初期パスワード」とは、当社が払い出す CMS のアカウント ID、代表ユーザー名に対する初期パスワードのことをいいます。

(7) 「一般ユーザー名」とは、契約者が CMS のアカウント ID と代表ユーザー名とパスワードを用いて CMS にて作成した一般ユーザーのことをいいます。

(8) 「追いかけ再生(HLS)」とは、別途料金表に定める本サービスのオプションにおいて、ライブ配信中に視聴映像をライブ開始時点まで遡り、視聴できる機能をいいます。ライブ配信中に視聴プレイヤーを通じてライブ視聴を開始した視聴者（以下「ライブ視聴者」といいます。）はライブ配信の終了後に、CMS

にてライブ配信を停止すると追いかけて再生(HLS)による視聴は利用できなくなります。

(9)「ライブ録画」とは、別途料金表に定める本サービスのオプションにおいて、ライブ配信中の映像を契約者が録画できる機能をいいます。

(10)「入力バックアップ」とは、別途料金表に定めるサービスのオプションにおいて、映像入力システムを2系統化することをいいます。

(11)「契約者」とは、本サービスの契約者であり、本サービスを利用して動画を配信する者をいいます。

(12)「視聴者」とは、本サービスを利用して契約者が配信した動画を視聴する者をいいます。

(13)「ログデータ」とは、契約者が動画を配信した際の時刻・配信時間・動画データのメタデータ等の動画配信状況、及び視聴者が動画を視聴した際の時刻・視聴時間、セッションID等の視聴状況を記録したデータをいいます。

(14)「インGEST元IPアドレス」とは、契約者が配信対象の動画を本サービスにアップロードする機器のIPアドレスをいいます。本サービスでは、インGEST元IPアドレスを指定し、それ以外のIPアドレスからの配信対象動画のアップロードを拒否する機能を有します。

(15)「インGEST URL」とは、契約者が配信対象の動画を本サービスにアップロードする際の、アップロード先のURLをいいます。

(16)「ストリームキー」とは、契約者が配信対象の動画を本サービスのインGEST URL にアップロードする際に、指定するキー情報の文字列をいいます。

(17)「視聴プレイヤー」とは、契約者が本サービスを利用して配信した動画を、視聴者が視聴するための再生プレイヤー機能を提供するプログラムをいいます。視聴プレイヤーは、Webサイトに埋め込み可能なコードとして契約者に提供します。契約者が自身の視聴者用のWebサイトに、埋め込みコードを配置することで、契約者が配信する動画を視聴するための再生プレイヤー機能を提供することができます。

(18)「動画配信装置」とは、契約者が本サービスで配信する動画データを、インターネットを介して視聴端末に配信する電気通信設備をいいます。

(19)「同時視聴端末数」とは、契約者が本サービスで配信する動画データを、インターネットを介して視聴端末に配信する同時視聴端末数であり、WebRTCによるライブ視聴端末数と追いかけて再生(HLS)の視聴端末数を合計した同時視聴端末数をいいます。

(20)「配信容量」とは、契約者が本サービスで配信する動画データを、インターネットを介して視聴端末に配信するデータ転送量であり、WebRTCによるライブ配信データ転送量と追いかけて再生(HLS)の配信データ転送量を合計した転送量をいいます。

(21)「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始する日をいいます。利用開始日より、本サービスのCMSのアカウントが有効化され、契約者は本サービスでの動画配信が可能となります。サービスプランの変更があった場合も、利用開始日は変わらず、最初に本サービスの提供を開始した日を利用開始日とします。

(22)「サービスプランのアップグレード」とは、別途料金表に定めるサービスプランにおいて、契約中のサービスプランよりも定額最低基本額が高いサービスプランに契約変更することをいいます。

(23)「サービスプランのダウングレード」とは、別途料金表に定めるサービスプランにおいて、契約中のサービスプランよりも定額最低基本額が低いサービスプランに契約変更することをいいます。

(24) 「HLS(HTTP Live Streaming)」とは、http を利用したライブ配信方式で、WebRTC のバックアップストリームとして利用し、追いかけて再生(HLS)において活用するものをいいます。

第2章 契約

第4条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとし、当社が当該申込みの承諾をする場合、当社は申込者に対しメールの送信等により承諾の連絡をします。

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が、本サービス又は当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき

(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき

(5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき

(6) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき

4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

6 当社が申込みを承諾後、当社は契約者へ本サービスを提供する準備が完了次第、契約者に本サービスの利用開始日を通知するメール等を送信します。

第5条 違約金発生期間

契約者は、第 2 項に定める期間（以下「違約金発生期間」といいます。）内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、当該解約があった日から違約金発生期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金を一括して支払うものとします。

2 前項の違約金発生期間は、利用開始日から起算して 12 ヶ月間とします。ただし、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 違約金発生期間中は、サービスプランのダウングレードはできないものとします。

第6条 契約者の地位の承継

相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第7条 契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第8条 契約内容の変更

次の契約内容の変更を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとし、当社が当該申し込みの承諾をする場合、当社は申込者に対しメールの送信等により承諾の連絡をします。

- (1) サービスプランの変更
- (2) サービスオプションの変更
- (3) 代表ユーザーに関する変更

2 当社が申し込みを承諾後、当社は契約者へ契約内容の変更をする準備が完了次第、契約者に変更の適用日を通知するメール等を送信します。

第9条 契約者が行う本契約の解約

本契約の解約を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとし、当社が当該申し込みの承諾をする場合、当社は申込者に対しメールの送信等により承諾の連絡をします。

2 当社が申込みを承諾後、当社は契約者へ解約をする準備が完了次第、契約者に解約日を通知するメール等を送信します。

第10条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 第12条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金又は手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (3) 契約者が第4条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた

とき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

(1) 緊急又はやむを得ない場合

(2) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。

(3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき。

(4) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。

(5) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。

(6) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第3章 利用中止等

第11条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

(1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。

(2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。

(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。

(5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

第12条 利用停止

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないことが合理的に見込まれるとき。

(2) 契約者の利用が、本サービス又は第三者にとってセキュリティ上の危険を呈するとき。

(3) 契約者の利用が、本サービスを提供する為の設備又は契約者以外の本サービスの顧客に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 契約者の利用により、当社に責任が生じるおそれがあるとき。

(5) 契約者の利用が不正なものであるおそれがあるとき。

(6) 本規約に反する行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をす

る日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 料金等

第13条 料金

本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

2 物価の上昇、経済事情の変動、為替の変動、税制の改正等により、本サービスの提供のための費用が増加した場合、当社は、契約者に対して、30日前に書面により通知することにより、契約金額の増額を実施できるものとします。

第14条 料金の支払義務

契約者は、利用開始日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、毎月1日から末日までの間をいいます。

2 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

3 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

第15条 初期費用の支払義務

契約者は、料金表に規定する初期費用の支払を要します。初期費用は、本契約の成立時点で発生するものと致します。その金額については料金表に定めます。

第16条 同時視聴端末数加算額、配信容量加算額及びオプション利用加算額の支払義務

契約者は、料金表の規定に基づいて算定した同時視聴端末数加算額、配信容量加算額及びオプション利用加算額の支払いを要します。

2 契約者は、同時視聴端末数加算額、配信容量加算額及びオプション利用加算額について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第17条 契約内容変更費の支払義務

契約者は、第8条（契約内容の変更）に定める契約内容の変更を行った場合、料金表に規定する契約内容変更費の支払を要します。契約内容変更費は、当社が申し込みを承諾した時点で発生するものと致します。その金額については料金表に定めます。

第18条 料金の支払い

当社は、当社所定の請求書により料金の支払いを請求し、契約者は、当社が発行する請求書記載の支払期日までに当社の指定する方法による支払を行うものとします。

第19条 延滞利息

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

第5章 データの取扱い

第20条 データに関する責任

第 24 条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（ライブ録画等のコンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第21条 データの確認・複製

当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営、使用状況の計測・分析及び新機能開発のため、保存データを確認、複製又は複製することがあります。

2 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセス又は利用しないものとします。

3 当社は第 1 項に加え、保存データ及び生成等データのうち、複数の契約者に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ（以下「統計データ」という）に加工した上で、以下の目的において、自ら利用し、第三者に提供することができます。

(1) 利用する情報：ログデータ

(2) 利用する目的：使用状況の計測・分析及び新機能開発のため

4 契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。

第22条 データの削除

当社は、第 26 条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第 9 条（契約者が行う本契約の解約）又は第 10 条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったときは、保存データ及び生成等データを削除します。この場合において、当社は、保存データ及び生成等データの削除に起因する

契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。

第8条に基づきオプションの変更によって、当該オプションの利用をとりやめた場合、当社は第9条による本契約の一部の解約とみなし、保存データ及び生成等データを削除します。

第23条 データのバックアップ

契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップを行った際の方法及びその結果について責任も負わないものとします。

2 当社は、当社と契約者の間で別途保存データ及び生成等データのバックアップに係る契約がある場合、保存データ及び生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データ及び生成等データのバックアップ等に係る損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

3 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

4 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。

第6章 損害賠償等

第24条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る定額最低基本額の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

第7章 雑則

第25条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本サービスを「現状のまま」で提供します。法令で許される最大限において、本サービスは明示的か黙示的か、法令又はそれ以外に基づくものであるかを問わず、商品性、満足な品質、特定目的への適合性、非侵害に関する保証を含め、いかなる種類の表明も保証しません。

3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。

4 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

5 本サービスの提供エリアは日本国内です。当社は、日本国外で本サービスを利用すること、又は利用できないことにより契約者に生じた損害に対して責任を負わないものとします。

6 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第26条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

第27条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと

(2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと

(3) 本サービスで提供するソフトウェア、システム構成等のリバースエンジニアリング、逆アセンブル若しくは逆コンパイル、又は提供される本サービス内容に含まれるソフトウェアのソースコードを引き出すその他の処理若しくは手順を適用しないこと

(4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと

(5) 本サービスの再販売又はサブライセンスを行わないこと

(6) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと

(7) 同時視聴端末数加算額及び配信容量加算額の発生を回避するための方法、又は最大同時視聴端末数及び最大配信容量を超過するのを回避する方法によって本サービスを利用しないこと。

(8) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと

(9) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
(10) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること

(11) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益・不快感を与える行為をしないこと

(12) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスに係るアカウント ID、代表ユーザー名、一般ユーザー名及び各ユーザー名のパスワード（以下「ID等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容のみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID等の一致を確認した場合、当該ID等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したもののみなします。

5 契約者は、本サービスに係るインジェスト URL、ストリームキー、インジェスト元 IP アドレス及び視聴プレイヤー（以下「インジェスト情報等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容のみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、インジェスト情報等の一致を確認した場合、当該インジェスト情報等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したもののみなします。

6 契約者が前2項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社はID等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

7 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

第28条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第29条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとし、また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとし、

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイル又は逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと、
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除又は変更しないこと

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとし、

第30条 個人情報の取扱い

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)によります。

第31条 第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとし、

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第24条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとし、

第32条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第33条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとし、

第34条 準拠法

本規約の解釈及び適用に関する準拠法は日本法とします。

(別紙) 料金表

■初期費用・月額料金

サービスプラン		スタンダード	プロフェッショナル	プレミアム
初期費用		50,000円 (税込 55,000円)	50,000円 (税込 55,000円)	50,000円 (税込 55,000円)
定額最低基本額		50,000円 (税込 55,000円)	100,000円 (税込 110,000円)	160,000円 (税込 176,000円)
最大同時視聴端末数(台)※1		50 同時視聴	500 同時視聴	2000 同時視聴
最大配信容量 ※1		300GB	1,000GB	1,500GB
ライブ録画容量※2		50GB	100GB	150GB
最大同時ライブ配信数 ※1		1 配信	1 配信	2 配信
従量料金	同時視聴端末数加算額 追加 100 同時視聴端末ごと	16,000円 (税込 17,600円)	16,000円 (税込 17,600円)	16,000円 (税込 17,600円)
	配信容量加算額 追加 1GB ごと	50円 (税込 55円)	50円 (税込 55円)	50円 (税込 55円)
オプション	追いかけて再生(HLS)	500円/時 (税込 550円/時)	500円/時 (税込 550円/時)	500円/時 (税込 550円/時)
	ライブ録画	300円/時 (税込 330円/時)	300円/時 (税込 330円/時)	300円/時 (税込 330円/時)
	入力バックアップ	200円/時 (税込 220円/時)	200円/時 (税込 220円/時)	200円/時 (税込 220円/時)

※1 定額最低基本額に含まれる最大同時視聴端末数・最大配信容量・最大同時配信数

※2 ライブ録画のオプション利用時に適用されるライブ録画の保存先のストレージ容量

■契約内容変更費

サービスプラン変更費(1回あたり)	50,000円(税込 55,000円)
オプション変更費(1回あたり)	20,000円(税込 22,000円)
代表ユーザーに関する変更費(1回あたり)	20,000円(税込 22,000円)

(1) 請求する料金の種類は以下の通りです。

- ・初期費用
- ・月額料金
 - 定額最低基本額
 - 同時視聴端末数加算額
 - 配信容量加算額
 - オプション利用加算額
- ・サービスプラン変更費
- ・オプションプラン変更費
- ・代表ユーザーに関する変更費

(2) 契約者は、月額料金として、各サービスプランに応じた定額最低基本額及び同時視聴端末数加算額と配信容量加算額を合算した額をお支払いいただきます。オプション利用時には各オプションの利用に応じた加算額をお支払いいただきます。

(3) 月の途中でサービスプランを変更した場合及びオプション適用時の月額料金は次のとおりとします。

(a) サービスプランのアップグレードの場合、サービスプランを変更した月以降、変更先のサービスプラン（アップグレードしたサービスプラン）の月額料金を適用します。

(b) サービスプランのダウングレードの場合、サービスプランを変更した翌月以降、変更先のサービスプラン（ダウングレードしたサービスプラン）の月額料金を適用します。

(4) 定額最低基本額とは、料金表に定める最大同時視聴端末数、最大配信容量までの月額料金です。

(5) 定額最低基本額に含まれる最大同時視聴端末数を超えた場合、同時視聴端末数加算額をお支払い頂きます。

(6) 定額最低基本額に含まれる最大配信容量を超える配信を行った場合、配信容量加算額をお支払い頂きます。

(7) 同時視聴端末数加算額とは、定額最低基本額に定める最大同時視聴端末数を超えて利用した場合の超過同時視聴端末数に対する利用料金です。動画配信装置から動画データを同時に配信する視聴端末数が、最大同時視聴端末数を超えて配信された場合、料金月を通じて最も高い同時視聴端末数を記録した1回の配信について、最大同時視聴端末数を超過した視聴端末数100台ごとに、料金表に規定する料金額を乗じて得た額とします。

同時視聴端末数の測定は、測定対象期間において、動画データを同時に配信する視聴端末数を一定期間ごとに測定し、測定対象期間中の最大値を当社設備により測定します。

(8) 配信容量加算額とは、定額最低基本額に定める最大配信容量を超えて利用した場合の超過配信容量に対する利用料金です。動画配信装置から配信された配信容量が、最大同時配信容量を超えて配信された場合、超過した配信容量1GBごとに、料金表に規定する料金額を乗じて得た額とします。

配信容量の測定は、測定対象期間において、動画配信装置からインターネットへの伝送方向についての配送容量を一定期間ごとに測定し、その総測定値を当社設備により測定します。配送容量の測定は、1GBを単位とし、端数は切り上げるものとします。

(9) オプション利用加算額とは、ライブ配信において、オプション機能を利用した時間に対する利用料金です。

追いかけて再生(HLS)オプションの利用時間の測定は、測定対象期間において、契約者がCMSにて追いかけて再生（HLS）機能を有効化したライブ配信を開始し、そのライブ配信を停止するまでの時間をCMS操作履歴に基づき、算出します。同一料金月の中で1配信ごとの利用時間を合計し、算出した合計時間は、1時間を単位とし、端数は切り上げるものとします。

ライブ録画オプションの利用時間の測定は、測定対象期間において、契約者がCMSにてライブ録画機能を有効化したライブ配信を開始し、そのライブ配信を停止するまでの時間をCMS操作履歴に基づき、算出します。同一料金月の中で1配信ごとの利用時間を合計し、算出した合計時間は、1時間を単位とし、端数は切り上げるものとします。

入力バックアップオプションの利用時間の測定は、測定対象期間において、契約者がCMSにて入力バックアップ機能を有効化したライブ配信を開始し、そのライブ配信を停止するまでの時間をCMS操作履歴に基づき、算出します。同一料金月の中で1配信ごとの利用時間を合計し、算出した時間は、1時間を単位とし、端数は切り上げるものとします。

(10) 当社の機器の故障等により、同時視聴端末数、配信容量及びオプション機能を利用した時間を正しく算定することができなかつた場合の同時視聴端末数加算額、配信容量加算額及びオプション利用加算額は次のとおりとします。

(a) 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の同時視聴端末数加算額、配信容量加算額及びオプション利用加算額が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

(b) (a)以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の同時視聴端末数加算額、配信容量加算額及びオプション利用加算額が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

（注）本欄(a)に規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。

(i) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の同時視聴端末数加算額、配信容量加算額及びオプション利用加算額が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

(ii) 過去2か月間の実績を把握することができない場合

機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の同時視聴端末数加算額及び配信容量加算額、又は故障等の回復後の7日間における1日平均の同時視聴端末数加算額、配信容量加算額及びオプション利用加算額のうち低いほうの値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

(11) 代表ユーザーに関する変更費とは、代表ユーザー名の変更、代表ユーザーの初期化等を行う場合にかかる費用です。

(12) オプション変更費及び代表ユーザーに関する変更費は次のとおりとします。

(a) サービスプラン変更を申し込みする際に、オプションプラン変更や代表ユーザーに関する変更等を同時に申し込む場合は、オプションプラン変更費及び代表ユーザーに関する変更費は適用せず、サービスプラン変更費のみをお支払いいただきます。

(b) サービスプラン申し込み後は、オプションの申し込みごとにオプション変更費をお支払いいただきます。

(c) サービスプラン申し込み後は、複数のオプションを同時に申し込みする場合のオプション変更費は1回あたりのオプション変更費をお支払いいただきます。

(d) サービスプラン申し込み後は、代表ユーザーに関する変更の申し込みごとに1回あたりの代表ユーザーに関する変更費をお支払いいただきます。

(e) サービスプラン申し込み後は、オプションプラン変更と代表ユーザーに関する変更を同時に申し込みする場合は、1回あたりのオプション変更費のみをお支払いいただきます。

附 則（令和3年7月14日 A P S 2 サ第 00805988 号）

この規約は、令和3年7月19日から実施します。

附 則（令和4年10月21日 C A S 2 サ第 00976085 号）

この改正規定は、令和4年10月31日から実施します。

第13条（料金）第2項の規定は、この改正規定実施後に新規に成立した契約（第8条（変更）により変更された部分に係る契約を含みます）にのみ適用されます。